

議案第71号

1 議案名

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則について

2 提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年徳島県条例第43号）の一部が改正され、教育職員について一年単位の変形労働時間制を実施できることとされたことに伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和2年徳島県条例第75号）

教職員課

条例等立案表

題名 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則	課(室)名 教育委員会教職員課
	担当者名 尾嶋充
	電話番号 二一三三
制定理由 <p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、教育職員について一年単位の変形労働時間制を実施できることとされたことに伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。</p>	
あらまし <p>一 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の改正を行うこととした。</p> <p>1 徳島県立学校規則 2 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則</p> <p>二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
予算上の措置	
関係法規 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和二年徳島県条例第七十五号）	考 備
法令審査会 要 ・ 否	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長

榎 浩

一

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二の一に次の二項を加える。

4 職員の勤務時間について、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第四十三号)第九条第一項の規定により、第一項の基準と異なる割振りとなる場合には、校長は事前に委員会に届け出なければならない。

(県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則(平成十一年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 職員の勤務時間について、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第四十三号)第九条第一項の規定により、第一項の基準と異なる割振りとなる場合には、その職員が所属する学校の校長は事前に市町村教育委員会に届け出なければならない。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の一部改正)

第三条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 教育委員会は、条例第九条第一項による週休日及び勤務時間の割振りにより教育職員を勤務させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

1 徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第十六条の二の二 職員の勤務時間の割振りは、校長が行うものとする。</p> <p>2 職員の勤務時間は、学校の運営に支障のない限り、一日につき七時間四十五分を割振ることを基準とする。</p> <p>3 校長は、職員の勤務時間について、前項の基準と異なる割振りを行つた場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 職員の勤務時間について、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）第九条第一項の規定により、第一項の基準と異なる割振りとなる場合には、校長は事前に委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第十六条の二の二 職員の勤務時間の割振りは、校長が行うものとする。</p> <p>2 職員の勤務時間は、学校の運営に支障のない限り、一日につき七時間四十五分を割振ることを基準とする。</p> <p>3 校長は、職員の勤務時間について、前項の基準と異なる割振りを行つた場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

2 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第五号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第二条 職員の勤務時間の割振りは、その職員が所属する学校の校長が行うものとする。</p> <p>2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間ににおいて、一日につき七時間四十五分を割振ることを基準とする。</p> <p>3 職員の勤務時間について、その職員が所属する学校の校長が前項の基準と異なる割振りを行つた場合には、速やかに市町村教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 職員の勤務時間について、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）第九条第一項の規定により、第一項の基準と異なる割振りとなる場合には、その職員が所属する学校の校長は事前に市町村教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 職員の勤務時間の割振りは、その職員が所属する学校の校長が行うものとする。</p> <p>2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間ににおいて、一日につき七時間四十五分を割振ることを基準とする。</p> <p>3 職員の勤務時間について、その職員が所属する学校の校長が前項の基準と異なる割振りを行つた場合には、速やかに市町村教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則（令和一年徳島教育委員会規則第六号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(徳島県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、徳島県立学校における条例第二条第一項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に基づく指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第七条第一項各号に掲げる日（職員の勤務時間、休日及び</p>	<p>(徳島県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、徳島県立学校における条例第二条第一項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に基づく指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第七条第一項各号に掲げる日（職員の勤務時間、休日及び</p>

	休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）第九条第一項に規定する代休日が指定された日を除く。以外の日における条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。	休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）第九条第一項に規定する代休日が指定された日を除く。以外の日における条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
一一	一箇月について四十五時間	一一一箇月について四十五時間
一二	一年について三百六十時間	一二一年について三百六十時間
2	教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。	2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
一一	一箇月について百時間未満	一一一箇月について百時間未満
一二	一年について七百二十時間	一二一年について七百二十時間
三	一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、一箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間	三一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、一箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間
四	一年のうち一箇月において四十五時間を超えて所定の勤務時間以外の時間に業務を行う月数について六箇月	四一年のうち一箇月において四十五時間を超えて所定の勤務時間以外の時間に業務を行う月数について六箇月
3	教育委員会は、条例第九条第一項による週休日及び勤務時間の割振りにより教育職員を勤務させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。	3 (新設)
4	前三項に定めるもののか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。	前二項に定めるもののか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

徳島県立学校規則等の一部改正について

教職員課

1 改正の理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年徳島県条例第43号）の一部が改正され、教育職員について一年単位の変形労働時間制を実施できることとされたことに伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

（1）徳島県立学校規則の一部改正

所属する教育職員の勤務時間について、一年単位の変形労働時間制の適用により、基準（1日につき7時間45分）と異なる割振りとなる場合には、県立学校の校長は事前に徳島県教育委員会に届け出なければならないこととした。

（2）県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正

所属する県費負担教職員の勤務時間について、一年単位の変形労働時間制の適用により、基準（月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分）と異なる割振りとなる場合には、市町村立学校の校長は事前に市町村教育委員会に届け出なければならないこととした。

（3）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の一部改正

一年単位の変形労働時間制が適用される徳島県立学校の教育職員についての時間外在校等時間（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。）の上限を、次のとおりとすることとした。

- ① 1か月につき「45時間」 → 「42時間」
- ② 1年につき「360時間」 → 「320時間」

3 施行期日

令和3年4月1日